

徳島県野生鳥獣肉解体処理加工施設整備指針（案）について

1 趣旨

ニホンジカやイノシシの「生息数増加」と「生息域の拡大」による生態系や農林業等への被害が深刻化する一方、捕獲の担い手である狩猟者の「高齢化」と「減少」が進んでいる現状を踏まえ、「ジビエの利活用」を通じた「狩猟の魅力向上」を図るべく、「野生鳥獣肉解体処理加工施設（ジビエ処理加工施設）」の整備指針を定める。

2 具体的取組み

- (1) 「空白地域」へのジビエ処理加工施設の設置促進
 - ・ 広域的なジビエ処理加工施設の設置
（複数の市町村や猟友会による連携）
 - ・ 遊休施設を活用したジビエ処理加工施設の設置
（使用されていない公共施設等の活用）
- (2) 移動式解体処理車（ジビエカー）や保冷車の導入促進
次に留意の上、ジビエカーまたは保冷車の導入を促進する
 - ・ 搬入先となるジビエ処理加工施設との連携
 - ・ 走行性など地域の実情への適合
 - ・ 維持管理面などの経済性
- (3) 人材の育成
 - ・ 「ジビエハンター」の育成
 - ・ ジビエ処理加工施設における次世代の人材育成（解体従事者、営業従事者）

3 重点的に実施する取組み

- ・ 市町村・地区猟友会など関係団体等が連携し、具体的な協議が進んでいる地域から、「広域的なジビエ処理加工施設」、「遊休施設を活用したジビエ処理加工施設」の設置を促進
- ・ 設置にあたっては、「目的」や「目標処理頭数の明確化」、「健全な経営の確保」に留意

4 今後の予定

平成31年3月 パブリックコメント実施
4月 指針公表